

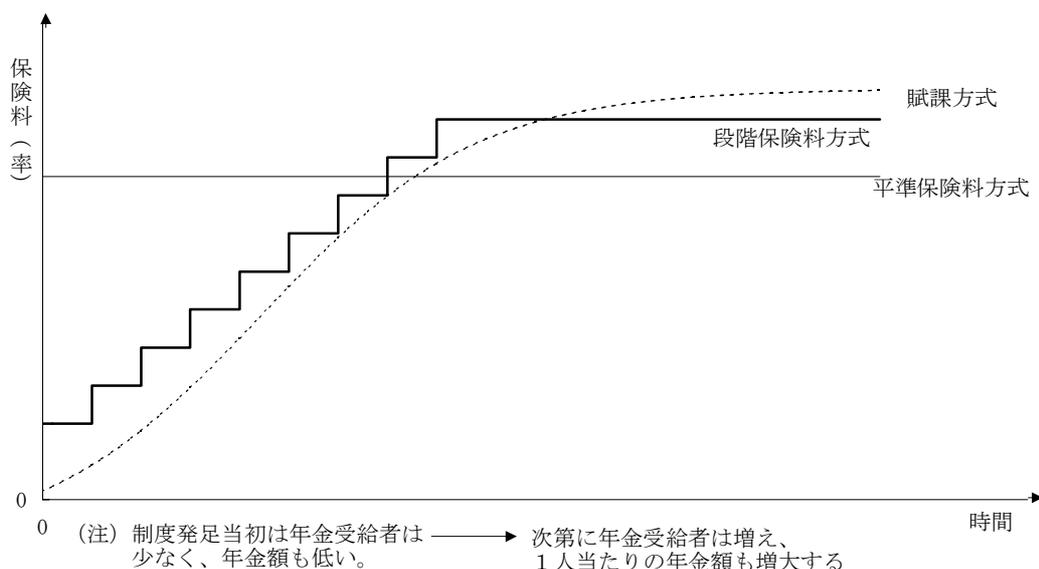
注記 財政再計算の概要（厚生年金）

I. 厚生年金の財政方式

厚生年金においては、保険料率を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。厚生年金の場合、昭和17（1942）年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料率とは、将来にわたって一定率で収支均衡が図られるような保険料率のことである。しかし、戦後の昭和23(1948)年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和29（1954）年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけでなく保険料率の将来見通しを作成しすることとなった。

昭和48（1973）年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しが作成され、この将来見通しに基づいて保険料率が設定されることとなった。

年金の財政方式



平成16(2004)年の改正では、保険料水準を段階的に引き上げて、平成29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引き上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引き上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

厚生年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成16(2004)年の改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

II. 厚生年金の財政見通し（平成16(2004)年財政再計算）

(1) 前提条件

平成16(2004)年の法改正後の制度を前提とし、以下のような前提に基づいている。

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- 「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を使用。

<中位推計の前提>

合計特殊出生率		平均寿命	
平成12(2000)年 (実績)	平成62(2050)年	平成12(2000)年 (実績)	平成62(2050)年
1.36	→ 1.39	男：77.64年 女：84.62年	→ 80.95年 → 89.22年

② 労働力率の前提

- 「労働力率の見通し」(平成14年7月職業安定局推計)を使用。推計期間は2025年までであるため、以降は2025年の数値で一定としている。

	平成13(2001)年 (実績)	平成62(2050)年
男性60～64歳	72.0%	→ 85.0%
女性30～34歳	58.8%	→ 65.0%

③ 経済前提

(a) 物価上昇率

- 平成20(2008)年までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠。
- 平成21(2009)年度以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58～平成14(1983～2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」において平成16～20(2004～2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定。

(b) 賃金上昇率、運用利回り

- 平成16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望－2003年度改定」に準拠。
- 平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定。
(構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(年次経済財政報告(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計。)

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃 金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

(注) 運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

④ その他の前提

- ・ 財政再計算においては、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データを基礎として、将来の状態を年次別に推計し、財政見通しを作成している。
- ・ その推計にあたっては、上記①～③の諸前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)を用いている。

(2) 財政見通し

平成16年財政再計算における厚生年金の財政見通しは、次表のとおりである。

厚生年金の財政見通し(平成16年財政再計算)

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計			支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用 収入	基礎年金 拠出金						
平成(西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17(2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18(2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19(2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20(2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21(2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22(2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27(2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32(2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37(2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42(2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52(2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62(2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72(2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82(2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92(2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4

年度	保険料率 (対総報酬)	収入合計		支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (16年度 価格)	積立 度合	
		保険料 収入	運用 収入	基礎年金 拠出金						
102(2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112(2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注2) 「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。

(注3) 厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

Ⅲ. 厚生年金に係る会計処理

(1) 負債計上の考え方

厚生年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての厚生年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式)を基本とした財政計画を立てているものであることから、財政再計算の財政見通し上の各年度末積立金(基金代行分を除いたもの。後述。)に相当する額を公的年金預り金の科目で負債計上することとする。

(2) 厚生年金の公的年金預り金について

① 厚生年金基金の代行部分の取扱い

厚生年金基金制度は、企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

厚生年金基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料(免除保険料:料率2.4~5.0%)については国へ納めることが免除され、その代わりに厚生年金基金へ納めることとなる。また、厚生年金基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる。(代行給付:報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分)

厚生年金基金により代行された給付については、厚生年金基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚生年金基金は、労使の合意により厚生労働大臣に認可を受けて解散や代行返上を行うことが可能である。この場合には、最終的に、国は厚生年金基金から代行部分のために積み立てられた積立金(最低責任準備金)の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

最低責任準備金が免除保険料と代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は、厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の設立、解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせず、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっている。

このようなことから、厚生年金の財政再計算においては、厚生年金本体と代行部分を一体のも

のとして扱っており、財政見通し上の積立金には、国の直接管理している厚生年金の積立金のほか、厚生年金基金の代行部分の積立金が含まれている。

したがって、公的年金預り金の計上にあたっては、この代行部分の積立金を除外する必要があるが、除外にあたっての考え方は以下のとおりである。

厚生年金基金においては今後、代行返上が行われると予想される場所であるが、これらの行為が厚生年金基金の自由意思で行われるものであるから、その予測を事前に行うことは困難である。このような中で、仮に、国の直接管理する厚生年金の積立金について何らかの見通しを作成し、実績の積立金と比較することとした場合、本来、厚生年金の財政に影響の与えることのない厚生年金基金の動向が差額となって現れることになり、財務書類の利用者に誤解を与える可能性がある。

こうしたことを踏まえ、公的年金預り金の計上にあたっては、財政見通し上の積立金から厚生年金基金の実績の最低責任準備金を控除することとした。この方法による国の直接管理する厚生年金の各年度の積立金の見通しは、次表のとおりとなる。

財政再計算の財政見通しにおける積立金と国の直接管理する厚生年金の積立金

(単位：兆円)

平成…年度末	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
財政再計算の財政見通しにおける積立金 (A)	172.2	177.2	181.3	184.9	171.3
厚生年金基金の最低責任準備金 (実績) (B)	31.9	34.1	36.0	37.4	34.1
国の直接管理する厚生年金の積立金 (A-B)	140.2	143.1	145.3	147.5	137.2

(注) 財政再計算の財政見通しにおける積立金は、平成 14 年度までは平成 11 年財政再計算、平成 15 年度は平成 16 年財政再計算の結果である。

②発生主義の調整

貸借対照表においては、財政再計算上の積立金を公的年金預り金として負債計上するとともに、未収保険料や未払金などの計上が要請されているが、一方で財政再計算の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっている。

例えば 2，3 月分の給付費は、翌年度の 4 月に支払われるため、財政再計算においては翌年度の支出として認識されており、年度末の積立金には当該給付の財源が含まれている。貸借対照表において、2，3 月分の給付費に相当する額は未払金として負債計上されるが、公的年金預り金として財政再計算上の積立金をそのまま負債計上すると、当該給付費に相当する額が二重計上となる。

このようなことなどから、公的年金預り金の計上にあたっては、①において算出した積立金の見通し額に未収保険料相当額を加え、未払金相当額を控除する補正を行っている。

なお、平成 14 年度までの貸借対照表では、公的年金預り金が年金給付の原資となる現金・預金や運用寄託金等と直接比較できるという利点を優先して、上記のような補正を加えていなかったが、今般、平成 16 年財政再計算が実施され、後述のとおり、新しい財政見通しに基づき公的年金預り金を計上することから、この取扱いを改めることとした。

③平成 16 年財政再計算の実施に伴う取扱い

平成14年度の貸借対照表では、平成11年に実施された財政再計算の見通しに基づいて公的年金預り金の計上をしたが、平成16年に財政再計算が実施されたことから平成15年度の貸借対照表では新しい財政再計算の見通しに基づいて公的年金預り金の計上を行っている。算出基礎の変更に伴う影響額については、以下のような整理を行っている。

(貸借対照表)

平成14年度末公的年金預り金には、平成11年財政再計算における平成14年度末所要積立金に相当する額を計上し、平成15年度末公的年金預り金には、平成16年財政再計算における平成15年度末所要積立金に相当する額を計上している。

(業務費用計算書)

平成14年度公的年金預り金増加額には、平成11年財政再計算に基づく平成13年度末公的年金預り金と平成14年度末公的年金預り金との差額を計上している。平成15年度公的年金預り金増加額には、平成16年財政再計算に基づく平成14年度末公的年金預り金と平成15年度末公的年金預り金との差額を計上している。

(資産負債差額増減計算書)

公的年金預り金の算出基礎を平成11年財政再計算から平成16年財政再計算に変更したこと等に伴う影響額を「公的年金再計算差額」に計上している。当該影響額は、平成11年財政再計算に基づき算出された平成14年度末公的年金預り金149,149,640百万円と、平成16年財政再計算に基づき算出された平成14年度末公的年金預り金133,459,736百万円との差額15,689,904百万円である。

(百万円)

		平成 14 年度	平成 15 年度
1 1 年財政再計算における予定積立金額		184,900,000	187,200,000
(-)	厚生年金基金の最低責任準備金	37,400,000	34,100,000
(+)	農林年金の補正	1,649,640	1,649,640
公 的 年 金 預 り 金 A		149,149,640	154,749,640

↓ 変更

		平成 14 年度	平成 15 年度
1 6 年財政再計算における予定積立金額		174,097,000	171,300,000
(-)	厚生年金基金の最低責任準備金	37,381,900	34,100,000
小 計		136,715,100	137,200,000
(+)	未収保険料	2,087,829	1,863,878
(+)	未収保険料償却引当金	-308,239	-269,466
(-)	未払金	5,034,954	5,192,791
公 的 年 金 預 り 金 B		133,459,736	133,601,621

141,885

財政再計算の入替による影響 (B - A)	-15,689,904
-----------------------	-------------

IV. 財政見通し上の積立金と実際の積立金の差異について

①平成12年度

平成12年度における財政見通し（平成11年財政再計算）上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。ただし、厚生年金の財政計画は厚生年金基金分を合わせたものについて行われていることや財政見通し上の積立金を旧三公社共済の未移管積立金等に分けることができないことから、特別会計の積立金にこれらの額と厚生年金基金の代行部分について実績の収支に加えることで、財政見通しとの比較が可能となるようにしている。

厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成12年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基礎年金交付金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績（特別会計）	20.1	2.0	4.3	4.4	30.7	19.2	9.1	0.3	28.6	2.1	136.9
実績推計(A) (注) (特別会計+基金代行等)	21.8		5.7	3.8	31.3	17.7	9.1	0.2	27.1	4.2	175.9
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	22.9		6.2	4.0	33.1	18.3	9.5	0.2	28.1	5.0	177.2
差額(A-B)	▲1.1		▲0.5	▲0.2	▲1.8	▲0.6	▲0.4	0.0	▲1.0	▲0.8	▲1.3
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注：実績推計の作成にあたっては、

- ①基礎年金交付金（2.0兆円）を取支両面（支出においては給付費）から控除している。
- ②保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.8兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除し、
- ③積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（34.1兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.9兆円）を加え
- ④運用収入に③に係る運用収入（1.4兆円）を加えた。

差の要因

- ※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.3百万人、実績32.7百万人）
- ※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.61%、実績3.22%）
- ※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差
- ※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）
- ※5 確定値は9.4兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

②平成13年度

平成13年度における財政見通し上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。ただし、平成12年度と同様の補正を行って、財政見通しとの比較が可能となるようにしている。

厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成13年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基礎年金交付金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績（特別会計）	19.9	1.6	3.9 [2.7]	4.4	29.8 [28.6]	19.6	9.3	0.4	29.3	0.5 [▲0.7]	137.4 [134.6]
実績推計(A)(注) (特別会計+基金代行等)	21.6		5.1 [3.9]	3.9	30.6 [29.4]	18.7	9.3	0.2	28.3	2.3 [1.1]	178.2 [175.4]
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	23.4		6.2	4.2	33.9	19.4	10.1	0.2	29.8	4.1	181.3
差額(A-B)	▲1.8		▲1.1 [▲2.3]	▲0.3	▲3.3 [▲4.5]	▲0.7	▲0.8	0.0	▲1.5	▲1.8 [▲3.0]	▲3.1 [▲5.9]
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注1：実績推計の作成にあたっては、

- ① 基礎年金交付金（1.6兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。
- ② 保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.7兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（0.9兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）控除し、その他から政府負担金を控除し
- ③ 積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（36.0兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.8兆円）を加え
- ④ 運用収入に③に係る運用収入（1.2兆円）を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、厚生年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

差の要因

- ※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み34.4百万人、実績32.3百万人）
- ※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.52%、実績3.02%[1.99%]）
- ※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差
- ※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）
- ※5 確定値は9.8兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）

③平成14年度

平成14年度における財政見通し（平成11年財政再計算）上の積立金と実際の積立金との差異の要因については次表のとおりである。

厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差の要因分析（平成14年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基礎年金交付金	運用収入	その他	計	給付費	基礎年金拠出金	その他	計		
実績（特別会計）	20.2	1.4	3.1 [0.3]	6.2	30.9 [28.1]	20.3	9.9	0.3	30.6	0.3 [▲2.5]	137.7 [132.1]
実績推計(A)(注) (特別会計+基金代行等)	21.6		4.1 [1.3]	5.6	31.4 [28.6]	19.7	9.9	0.2	29.9	1.5 [▲1.3]	179.7 [174.1]
財政見通し(B) (特別会計+基金代行等)	24.4		6.3	4.4	35.1	20.5	10.7	0.2	31.5	3.6	184.9
差額(A-B)	▲2.8		▲2.2 [▲5.0]	1.2	▲3.7 [▲6.5]	▲0.8	▲0.8	0.0	▲1.6	▲2.1 [▲4.9]	▲5.2 [▲10.8]
要因	※1		※2	※3		※4	※5				

注1：実績推計の作成にあたっては、

- ① 基礎年金交付金（1.4兆円）を収支両面（支出においては給付費）から控除している。
- ② 保険料に厚生年金基金に係る免除保険料（1.4兆円）を加え、給付費に厚生年金基金の代行分（1.1兆円）及び政府負担金（0.1兆円）を加え職域等費用納付金（0.4兆円）を控除し、その他から政府負担金を控除し
- ③ 積立金に厚生年金基金の最低責任準備金（37.4兆円）、国庫負担繰延額（4.0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0.7兆円）を加え
- ④ 運用収入に③に係る運用収入（1.1兆円）を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、厚生年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

注3：財政見通しには、平成14年4月に統合された旧農林年金分は含まれていない。

差の要因

- ※1 被保険者数が見込みより下回ったこと（見込み35.0百万人、実績32.7百万人）
賃金上昇率が見通しより下回ったこと（平成10年度以降の累積が見通しより7%程度低下）
- ※2 運用利回りが見込みより下回ったこと（見込み3.49%、実績2.77%[0.21%]）
- ※3 基礎年金拠出金に係る国庫負担分の差
農林年金の移換金（1.6兆円）
- ※4 被保険者期間の減少、裁定請求遅れ分（再計算上は支給開始年齢時から即時払いの前提）
- ※5 確定値は10.3兆円（実績は当年度概算分と前々年度精算分）
年金改定率の低下（平成10年度以降の累積が見通しより3%程度低下）

④平成15年度

平成15年度における財政見通し（平成16年財政再計算）上の積立金と実際の積立金との差異は次表のとおりである。

なお、平成15年度については、現段階では、厚生年金基金の代行部分に係る収支の実績がまとまっていないため、差異の要因を分析することはできない。

厚生年金の積立金の財政見通し上と実績の差（平成15年度）

（単位：兆円）

	収入					支出				収支残	年度末積立金
	保険料	基 年 交 金	礎 金 付 運 用 収 入	その他	計	給 付 費	基 礎 年 金 拠 出 金	その他	計		
実績（特別会計）	19. 2	1. 4	2. 3 [6. 4]	8. 2	31. 1 [35. 2]	20. 8	10. 3	0. 3	31. 4	▲0. 3 [3. 8]	137. 4 [135. 9]
実績(A)（注） （特別会計+基金代行等）											176. 0 [174. 6]
財政見通し(B) （特別会計+基金代行等）	19. 7		3. 4	4. 4	27. 5	19. 4	10. 6	0. 2	30. 3	▲2. 8	171. 3
差額(A-B)											4. 7 [3. 3]
要因											

注1：実績推計の積立金は、実績に厚生年金基金の最低責任準備金（34. 1兆円）、国庫負担繰延額（4. 0兆円）及び旧三公社未移管積立金残高（0. 5兆円）を加えた。

注2：[]内は、年金資金運用基金における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、厚生年金の特別会計の決算とは異なる。なお、時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）に係る損益を含めている。

V. 厚生年金の給付現価と財源構成について

(1) 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金（元本の取崩し及び運用収入）であり、毎年度の年金給付はこれらの収入により賄われている。以下では、平成 16 年の改正後における公的年金の給付現価と財源構成について、今後概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 16 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示している。

(2) 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りを用いて換算する。しかし、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法も考えられる。そこで、以下ではこの 2 通りの方法による推計を示している。

なお、それぞれの長期的な（平成 21（2009）年度～）経済前提は次の通りである。

- 賃金上昇率 2.1%
- 物価上昇率 1.0%
- 運用利回り 3.2%
- 可処分所得上昇率 2.1%（ただし、平成 29（2017）年度までは 1.9%）

① 運用利回りによる換算

財 源		給 付	
合計 1,710 兆円		合計 1,710 兆円	
<p>保険料 1,200 兆円</p> <p>うち保険料率 13.58%に相当する分 920 兆円</p>		<p>過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 740 兆円</p> <p>・ 2 階部分 430 兆円 ・ 基礎年金分 310 兆円</p>	
<p>積立金から得られる財源 160 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)</p>		<p>将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 970 兆円</p> <p>・ 2 階部分 600 兆円 ・ 基礎年金分 370 兆円</p>	
<p>国庫負担 340 兆円</p> <p>過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 150 兆円</p>		<p>うち受給者分 350 兆円</p> <p>・ 2 階部分 210 兆円 ・ 基礎年金分 130 兆円</p>	
<p>将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 190 兆円</p>			
平成 16 年度末		平成 16 年度末	

② 賃金上昇率による換算

財 源		給 付	
合計 2,630 兆円		合計 2,630 兆円	
<p>保険料 1,830 兆円</p> <p>うち保険料率 13.58%に相当する分 1,390 兆円</p>		<p>過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 900 兆円</p> <p>・ 2 階部分 520 兆円 ・ 基礎年金分 380 兆円</p>	
<p>積立金から得られる財源 260 兆円 (積立金の取崩し及び運用収入)</p>		<p>将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 1,730 兆円</p> <p>・ 2 階部分 1,050 兆円 ・ 基礎年金分 680 兆円</p>	
<p>国庫負担 540 兆円</p> <p>過去期間に係る分 (平成 16 年度以前) 190 兆円</p>		<p>うち受給者分 390 兆円</p> <p>・ 2 階部分 240 兆円 ・ 基礎年金分 150 兆円</p>	
<p>将来期間に係る分 (平成 17 年度以降) 340 兆円</p>			
平成 16 年度末		平成 16 年度末	

VI. 平成16(2004)年の制度改正について

厚生年金・国民年金については、少子高齢化の一層の進行等社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、制度に対する信頼を確保するため、保険料の将来水準を法定し、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げていくこととする等の制度改正が平成16年に行われた。

(1) 給付と負担の見直し

厚生年金及び国民年金においては、物価や賃金の変動に応じ年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が採られ、他方、保険料（率）については、将来に向けて段階的に必要な引上げを行っていくこととされてきたところである。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、保険料負担が著しく増大することが予想される中では、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう給付と負担の関係を見直し、人口や社会経済の変動に柔軟に対応できる持続可能な年金制度を構築する必要がある。

このようなことから、平成16年の年金制度改正において、財政均衡期間（概ね100年）の最終年度における積立金の水準を支払準備金程度とし、その期間で給付と負担の均衡を図る考え方を採用した上で、保険料水準を法定し、給付水準を調整する仕組みが導入された。なお、給付水準については、年金の受給開始時において現役世代の平均的な賃金との対比で適切な水準を確保することとされている。

(2) 保険料水準と給付水準

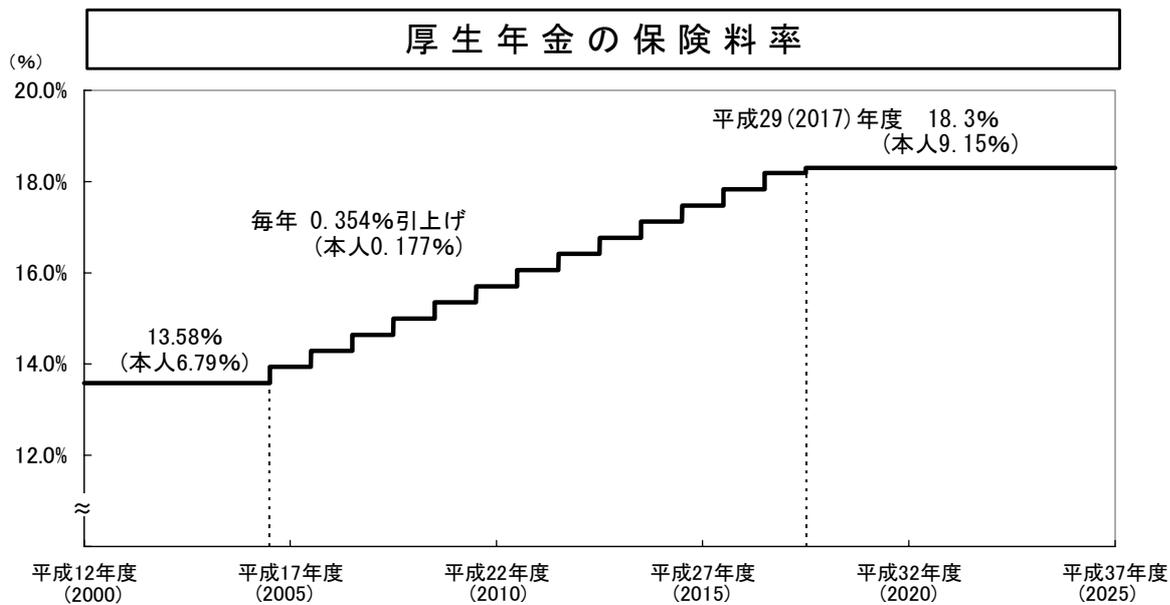
① 保険料水準と給付水準

平成16(2004)年の年金制度改正においては、将来の現役世代の負担が過重なものにならないよう、将来の保険料水準を法定し、その上で、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向等に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを導入することとされた。

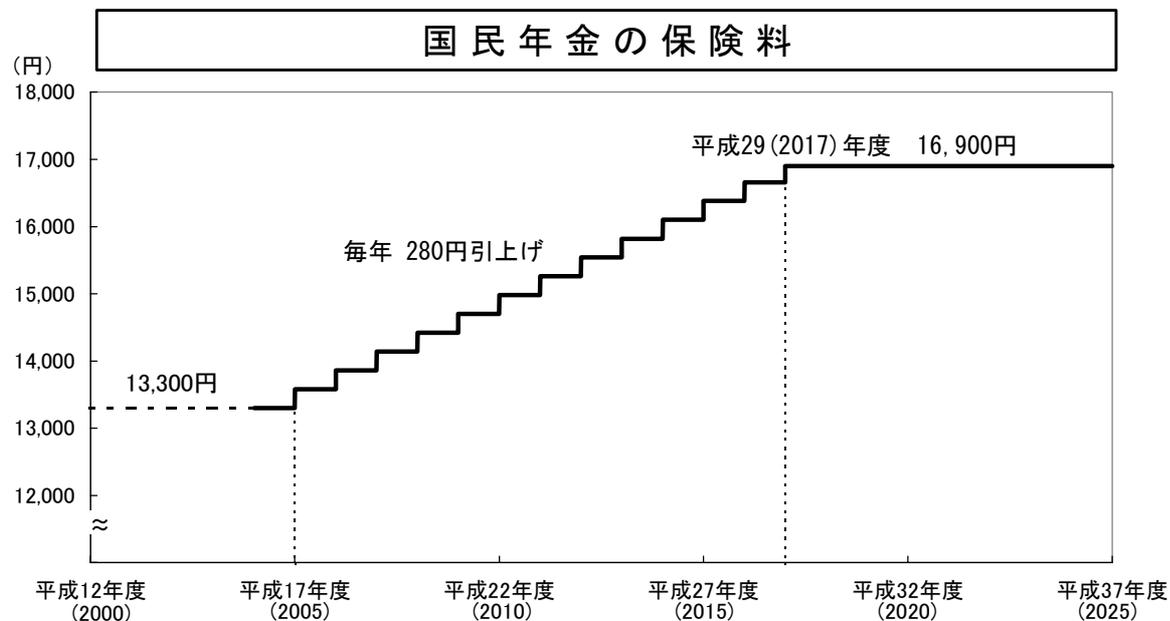
具体的には、厚生年金の保険料率は、平成16(2004)年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年(2017)年度以降は18.30%とすることとしている。また、国民年金の保険料（月額）は、平成17(2005)年4月から毎年280円（平成16年度価格）ずつ引き上げ、平成29(2017)年度以降は16,900円（平成16年度価格）としている。

給付水準については、標準的な年金受給世帯の年金受給開始時点における年金額（夫婦の基礎年金を含む厚生年金）が、その時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保することとしている（平成35(2023)年度以降50.2%となる見込み）。

（注）標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいう。



(注) 保険料率は、年収(総報酬)に対する率である。



(注) 保険料は、平成16(2004)年度価格(平成15年度までは名目額)である。平成17(2005)年度以降の実際の保険料は、上記で定めた額に平成16年度以降の物価・賃金の変化を乗じた額。

(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、

約100年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（68歳未満の受給権者）： $1人当たり名目手取り賃金変動率 \times \underline{調整率}$
- 既裁定者（68歳以上の受給権者）： $物価変動率 \times \underline{調整率}$

*調整率： $公的年金被保険者数変動率 \times 0.997$

（0.997は平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（68歳未満の受給権者）： $1人当たり名目手取り賃金変動率$
- 既裁定者（68歳以上の受給権者）： $物価変動率$

（注）保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に100年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の1年分程度とすることとしている。

（3）基礎年金国庫負担金の引上げ

平成16(2004)年の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で2分の1に引き上げていくこととされた。引き上げは平成16年度から着手し、平成21年度までに完了する。

（注）財政再計算においては、平成20年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の3分の1に、平成16(2004)年度は272億円、平成17(2005)～20(2008)年度は1000分の11をを加えたものとしている。

(参考) 厚生年金の平成11年財政再計算について

(1) 平成11(1999)年財政再計算の前提

平成11(1999)年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いている。

①将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成9(1997)年1月)における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標は次のとおりである。

(65歳以上人口)/(20~64歳人口)	64.6%
平均寿命	男 79.43年
	女 86.47年
合計特殊出生率	1.61

(いずれも平成62(2050)年の値)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計(平成10(1998)年10月)を用いている。平成37(2025)年に向けて、男子の労働力率は60歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は20歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。

③基礎数

直近の被保険者(加入者)・年金受給者の統計データであり、実績に基づき設定している。

④基礎率(人口学的要素)

被保険者(加入者)数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、実績に基づき設定している。

⑤基礎率(経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績(過去10年間平均で1.5%)を踏まえ、1.5%と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率(=賃金上昇率-物価上昇率)は、過去の実績(過去10年間平均で1.0%)や将来の実質GDP成長率の見通し(おおむね1%程度)を踏まえ1.0%とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率(1.0%)+物価上昇率(1.5%)より2.5%と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で貸金上昇率を1.5%程度上回っている（注1）ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っている（注2）ことから（短期金利を貸金上昇率2.5%と同程度とみる）、運用利回りを4%程度と設定している。

（注1）資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

（注2）近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

エ. 年金改定率（新規裁定者分）

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、貸金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36（2024）年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、厚生年金は、貸金や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと貸金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、貸金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政（最終保険料水準）に大きな影響を与えない。

⑥保険料率計画の基本的考え方

厚生年金の保険料率について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

（2）平成11（1999）年財政再計算における将来見通し

①被保険者（加入者）数、受給者数の見通し

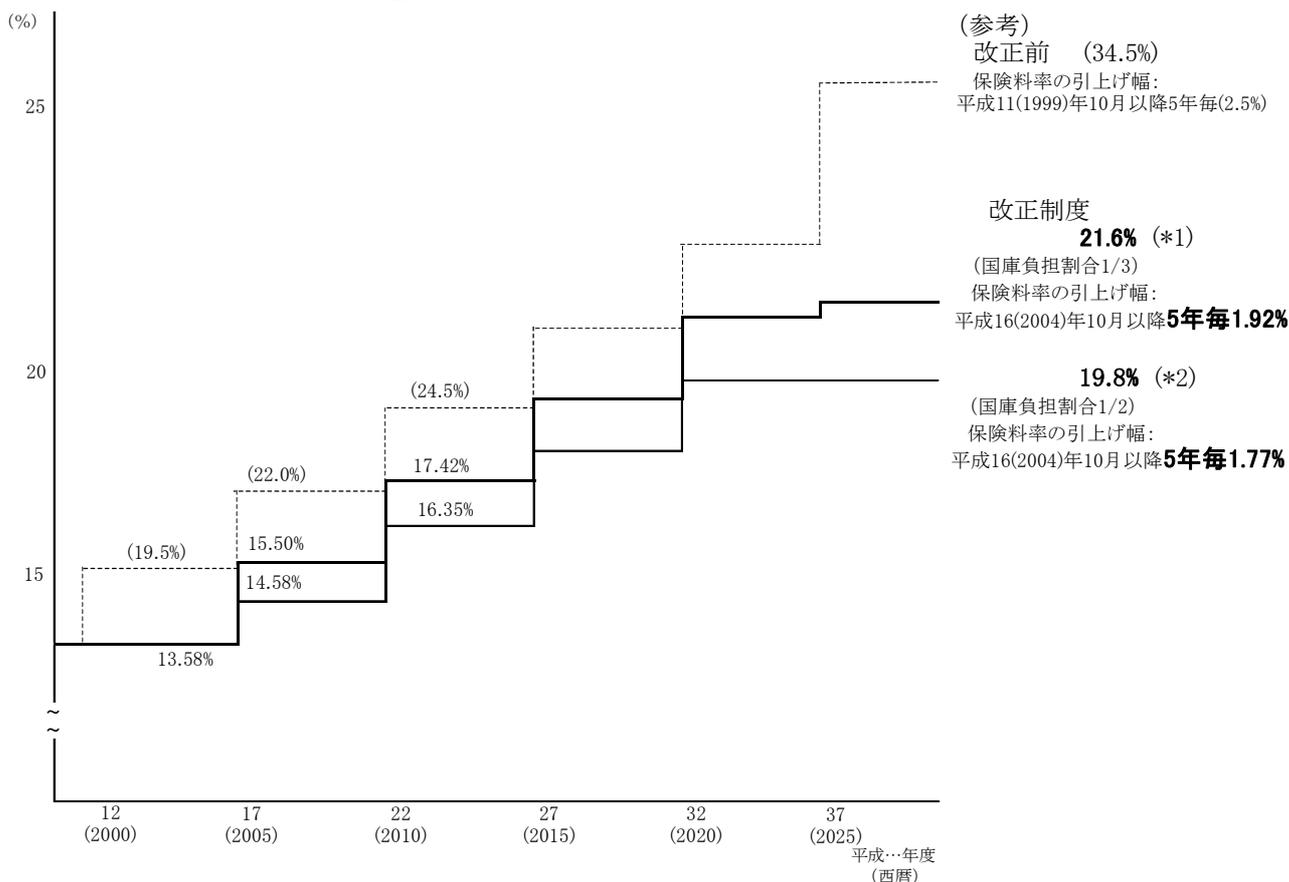
厚生年金の被保険者（加入者）数は、平成12（2000）年度には34.3百万人であるが、60歳台後半の在職老齢年金制度の実施により平成14（2002）年度には35.0百万人まで増加、以降は生産年齢人口の減少に伴って減少し、平成37（2025）年度には31.0百万人となる見通しである。

老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数は、平成12（2000）年度には8.7百万人であるが、平成37（2025）年慶には14.3百万人へと急激に増加する見通しとなっている。また、老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率は、平成12（2000）年度には25.2%であるが、平成37（2025）年度には46.3%へと急減に上昇する見通しである。

②保険料率の将来見通し

平成12年改正前制度のままでは、平成11（1999）年10月以降5年ごとの保険料率の引上げ幅を2.5%とした場合、平成36（2025）年10月以降の保険料率は34.5%となる（いずれも標準報酬ベース）。また、平成12年改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16（2004）年10月以降5年ごとの引上げ幅を1.77%とした場合、平成36（2024）10月以降の保険料率は19.8%となる。

厚生年金の保険料率の見通し



(*1) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合は 1/3

(*2) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合 1/2 に引上げ 保険料率 0.77% 軽減 (5 年後)

国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16(2004)年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37(2025)年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11(1999)年度価格)。

(*3) 保険料率は、すべて総報酬ベース (ただし () 内は標準報酬ベース)

③財政の将来見通し

厚生年金の長期的な財政見通しは、次のとおりである。厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の設立・解散・代行返上などによる影響を排除し安定した計画とする必要があることから厚生年金基金の代行部分と国の直接管理する厚生年金とを一体のものとして扱っており、財政見通しの収支両面には厚生年金基金の代行部分が含まれている。したがって積立金には厚生年金基金の最低責任準備金分を含む。

積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) をみると、平成 12 (2000) 年度には 6. 1 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 3. 9、平成 62 (2050) 年度には 3. 0 となっている。

厚生年金の財政見通し（平成12年改正制度、国庫負担1/2）

年度	保険料率 対総報酬 標準報酬		収入合計			支出合計	収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度〕 価格	積立度合
	%	%	兆円	兆円	兆円					
平成(西暦)	—	—	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
12(2000)	—	17.35	33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
13(2001)	—	17.35	33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
14(2002)	—	17.35	35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
15(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
16(2004)	13.58	(17.35)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1	5.3
17(2005)	14.58	(18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9	5.1
22(2010)	16.35	(20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0	4.4
27(2015)	18.12	(23.25)	61.5	41.9	8.7	57.9	3.6	224.0	160.6	3.8
32(2020)	19.8	(25.4)	72.5	50.6	9.5	65.0	7.5	246.4	157.7	3.7
37(2025)	19.8	(25.4)	80.3	55.7	11.2	71.2	9.2	289.1	165.2	3.9
42(2030)	19.8	(25.4)	88.3	60.5	13.1	78.5	9.9	339.4	171.4	4.2
52(2040)	19.8	(25.4)	104.0	68.8	16.0	101.7	2.3	408.7	161.2	4.0
57(2050)	19.8	(25.4)	119.8	80.3	15.9	121.8	-2.0	404.4	124.6	3.3
62(2060)	19.8	(25.4)	138.9	96.4	16.2	134.9	4.0	414.5	99.8	3.0

(注)

1. 保険料率は5年間据え置き、平成16(2004)年10月に19.85%とする。以降は5年ごとに2.5%ずつ引き上げるものとしている（保険料率は標準報酬ベース）。国庫負担割合は1/3としている。
2. 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、運用利回り4.0%、年金改定率（新既裁定者分、年あたり）2.5%（ただし、平成36年財政再計算期までは2.3%）
3. 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度支出に対する倍率である。
4. 収支、積立金には厚生年金基金に係る免除保険料、代行部分の給付費、最低責任準備金を含む。